

強制出向裁判通信

「54歳原則出向」を悪用した組織破壊攻撃を許さないぞ！

2022年10月30日 No. 24
JR東海労新幹線関西地本
強制出向裁判プロジェクト

前田さんは、強制出向無効を求めて提訴！

申立ての趣旨

- ①原告が被告に対し、**サービック新大阪第二事業所で勤務する雇用契約上の義務がないことを確認する。**
- ②原告が被告に対し、**大阪第二運輸所に勤務する雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する。**
- ③原告が被告に対し、**新幹線乗務員を業務内容とする雇用契約上の権利を有することを確認する。**

10月28日、前田さん（JR東海労新幹線関西地本副委員長、前大阪運輸所分会長）は、サービックへの強制出向の無効を求めて大阪地裁に提訴しました。

10月25日、前田さんは提訴に先駆けて、今すぐに大阪第二運輸所に戻るために仮処分申立を行いました。「サービック」への強制出向で、新幹線乗務員の職を奪われ、経済的不利益をこうむり、東海労の組合活動・運営も阻害され、詰所は離れた所に隔離され、他のグループと重複する作業に従事させられることにより日々精神的苦痛が生じています。

強制出向に対する提訴は、1月20日提訴の下茂さん（JR東海労新幹線関西地本執行委員、前大阪運輸所分会書記長）と西さん（JR東海労新幹線関西地本執行委員）、10月7日提訴の本橋さん（JR東海労本部書記長）に続いて4人目です。

前田さんに対して3度に亘る強制出向命令！

会社は、前田さんに対して3度も強制出向命令を行ってきました。1度目と2度目は就業規則第28条の2（54才原則出向）を悪用したものでした。前田さんが出向先会社の労働条件が労基法違反になることや、劣悪な労働環境であることなどを指摘したことにより、2度の強制出向は取り消されました。

3度目の強制出向は、前田さんが専任社員になるために就業規則第28条の2（54才原則出向）が適用できませんでした。しかし、会社は前田さんをなんとしても運輸所職場から放逐させるために、専任社員雇用契約を盾にとってきました。専任社員雇用契約書は「サービックに出向」となっており、これに同意（署名・捺印）しなければ専任社員として雇用されませんでした。このように会社は、前田さんを卑怯・卑劣な手段による強制出向によって運輸所職場から放逐しました。

**組合員を職場から放逐する
「強制出向」を許さないぞ！**